

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
広島公共職業安定所庁舎建物賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	清水地所株式会社 東京都中央区京橋2-18-4	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	165,028,152	-	-	場所以限定されることにより、供給者が当該事業者に特定される賃貸借契約であって当該場所で行なうことが不可能であり、当該事業者以外と契約することができず競争を許さないため。	□	
広島労働局職業安定部庁舎建物賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	日本生命保険相互会社 大阪府中央区今橋3-5-12	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	39,575,970	-	-	場所以限定されることにより、供給者が当該事業者に特定される賃貸借契約であって当該場所で行なうことが不可能であり、当該事業者以外と契約することができず競争を許さないため。	□	
広島公共職業安定所(広島キャリア交流プラザ、広島人材銀行、広島学生職業センター)庁舎建物賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	広電不動産株式会社 広島県広島市中区十日市町9-9	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	43,688,784	-	-	場所以限定されることにより、供給者が当該事業者に特定される賃貸借契約であって当該場所で行なうことが不可能であり、当該事業者以外と契約することができず競争を許さないため。	□	
広島公共職業安定所(パートバンク)広島職業紹介室)庁舎建物賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	日本生命保険相互会社 大阪府中央区今橋3-5-12	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	10,510,416	-	-	場所以限定されることにより、供給者が当該事業者に特定される賃貸借契約であって当該場所で行なうことが不可能であり、当該事業者以外と契約することができず競争を許さないため。	□	
福山公共職業安定所(パートバンク)庁舎建物賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内1-4-4	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	7,579,152	-	-	場所以限定されることにより、供給者が当該事業者に特定される賃貸借契約であって当該場所で行なうことが不可能であり、当該事業者以外と契約することができず競争を許さないため。	□	
広島北労働基準監督署庁舎敷地賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	個人地権者	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	6,705,000	-	-	場所以限定されることにより、供給者が当該事業者に特定される賃貸借契約であって当該場所で行なうことが不可能であり、当該事業者以外と契約することができず競争を許さないため。	□	
広島西条公共職業安定所庁舎敷地賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	個人地権者	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	6,879,543	-	-	場所以限定されることにより、供給者が当該事業者に特定される賃貸借契約であって当該場所で行なうことが不可能であり、当該事業者以外と契約することができず競争を許さないため。	□	
広島公共職業安定所庁舎清掃業務委託	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	株式会社不二ビルサービス 広島県広島市中区八丁堀15-10	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	6,426,000	-	-	広島公共職業安定所が入居しているビルの指定業者であり、当該事業者以外と契約することができず競争を許さないため。	□	
可部公共職業安定所庁舎敷地賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	個人地権者	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	4,826,328	-	-	場所以限定されることにより、供給者が当該事業者に特定される賃貸借契約であって当該場所で行なうことが不可能であり、当該事業者以外と契約することができず競争を許さないため。	□	
廿日市公共職業安定所庁舎敷地賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	個人地権者	会計法第29条の3第5項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	4,680,000	-	-	場所以限定されることにより、供給者が当該事業者に特定される賃貸借契約であって当該場所で行なうことが不可能であり、当該事業者以外と契約することができず競争を許さないため。	□	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
広島公共職業安定所駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	清水地所株式会社 東京都中央区京橋2-18-4	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	2,205,000	-	-	当該駐車場は広島公共職業安定所が入居している敷地内にあり、他の駐車場と比べて最も近く、障害者等が利用する場合非常に便利であるため。	□	
広島キャリア交流プラザ庁舎清掃業務委託	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	広電不動産株式会社 広島県広島市中区十日市町9-9	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	1,421,400	-	-	広島キャリア交流プラザが入居しているビルの所有者であり、当該事業者以外と契約することができず競争を許さないため。	□	
広島労働局職業安定部駐車場賃貸借	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	日本生命保険相互会社 大阪府中央区今橋3-5-12	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	1,323,000	-	-	当該駐車場は広島労働局職業安定部が入居している敷地内にあり、他の駐車場と比べて最も近く、障害者等が利用する場合非常に便利であるため。	□	
地域林業雇用改善促進事業委託	支出負担行為担当官 広島労働局総務部長 井上俊美 広島県広島市中区上八丁堀6-30	平成21年4月1日	財団法人広島県農林振興センター 広島県広島市中区大手町4-2-16	会計法第29条の3第4項 契約の性質又は目的が競争を許さない。	-	5,867,548	-	-	林業労働力の確保の促進に関する法律第11条の規定により、本団体は、都道府県知事が都道府県内において林業労働力確保支援センターとして指定した唯一の団体であるため。	イ(二)	
山口労働局会議室兼倉庫賃貸借契約	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三上均 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	平成21年4月1日	ちまきやホールディングス(株) 山口市中町3-3	近隣に適切な物件がなく当該物件を引き続き使用することが必要であり、移転経費等の面からも経済的に有利であり効率的であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,310,020	3,310,020	100%	-	近隣に適切な物件がなく当該物件を引き続き使用することが必要であり、移転経費等の面からも経済的に有利であり効率的であるため。	□	
山口労働局倉庫賃貸借契約	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三上均 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	平成21年4月1日	亀山ビル(有) 山口市中河原町2-17	近隣に適切な物件がなく当該物件を引き続き使用することが必要であり、移転経費等の面からも経済的に有利であり効率的であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	960,000	960,000	100%	-	近隣に適切な物件がなく当該物件を引き続き使用することが必要であり、移転経費等の面からも経済的に有利であり効率的であるため。	□	
山口労働局倉庫賃貸借契約	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三上均 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	平成21年4月1日	(有)秀栄 広島県大竹市小方2-11-7	近隣に適切な物件がなく当該物件を引き続き使用することが必要であり、移転経費等の面からも経済的に有利であり効率的であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	3,024,000	3,024,000	100%	-	近隣に適切な物件がなく当該物件を引き続き使用することが必要であり、移転経費等の面からも経済的に有利であり効率的であるため。	□	
下関公共職業安定所土地賃貸借契約	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三上均 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	平成21年4月1日	山口県 山口市滝町1-1	庁舎敷地の賃貸目的であり、契約の性質が競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	2,322,757	2,322,757	100%	-	庁舎敷地の賃貸目的であり、契約の性質が競争を許さないため。	□	
下関パートバンク事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三上均 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	平成21年4月1日	下関商業開発(株) 山口県下関市竹崎町4-4-8	付属施設にかかる賃貸借契約であり、適切な物件がなく、来客者の利便性を考慮すれば当該物件を引き続き使用することが必要であり、会計法第29条の3第4項に該当するため。	13,082,400	13,082,400	100%	-	付属施設に係る賃貸借契約であり、適切な物件がなく、来客者の利便性を考慮すれば当該物件を引き続き使用することが必要であるため。	□	
山口県若者就職支援センター建物賃貸借契約	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三上均 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	平成21年4月1日	山口県 山口市滝町1-1	付属施設にかかる賃貸借契約であり、適切な物件がなく、来客者の利便性を考慮すれば当該物件を引き続き使用することが必要であり、会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,630,100	1,630,100	100%	-	付属施設に係る賃貸借契約であり、適切な物件がなく、来客者の利便性を考慮すれば当該物件を引き続き使用することが必要であるため。	□	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
山口公共職業安定所 駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三上均 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	平成21年4月1日	(有)あんのメディカル 山口市吉敷中東 1-1-1	来客者用駐車場にかかる賃貸借契約であり、近隣に適当な物件がなく、来客者の利便性を考慮すれば当該物件を使用することが必要であり、会計法第29条の3第4項に該当するため。	2,047,500	2,047,500	100%	—	来客者用駐車場にかかる賃貸借契約であり、近隣に適当な物件がなく、来客者の利便性を考慮すれば当該物件を使用することが必要であるため。	□	
徳山公共職業安定所 駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三上均 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	平成21年4月1日	個人 山口県周南市	来客者用駐車場にかかる賃貸借契約であり、近隣に適当な物件がなく、来客者の利便性を考慮すれば当該物件を引き続き使用することが必要であり、会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,092,000	1,092,000	100%	—	来客者用駐車場にかかる賃貸借契約であり、近隣に適当な物件がなく、来客者の利便性を考慮すれば当該物件を引き続き使用することが必要であるため。	□	
岩国公共職業安定所 駐車場賃貸借契約	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三上均 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	平成21年4月1日	個人 山口県岩国市	来客者用駐車場にかかる賃貸借契約であり、近隣に適当な物件がなく、来客者の利便性を考慮すれば当該物件を引き続き使用することが必要であり、会計法第29条の3第4項に該当するため。	1,668,000	1,668,000	100%	—	来客者用駐車場にかかる賃貸借契約であり、近隣に適当な物件がなく、来客者の利便性を考慮すれば当該物件を引き続き使用することが必要であるため。	□	
平成21年度 地域林業雇用改善促進 事業委託契約	支出負担行為担当官 山口労働局総務部長 三上均 山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	平成21年4月1日	(財)やまぐち森林 担い手財団 山口市駅通り 2-4-17	当該団体は、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)の規定により林業労働力確保支援センターとして山口県より指定された団体で、山口県下で本事業を実施できるのは左記団体のみであることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	—	4,515,000	—	—	林業労働力の確保の促進に関する法律第11条の規定により、本団体は都道府県知事が都道府県内において林業労働力確保支援センターとして指定した唯一の団体であるため。	イ(二)	
平成21年度後納郵便料 (労働局・監督署・安定 所分)	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 宮口真二 徳島市徳島町城内6-6	平成21年4月1日	郵便事業(株) 東京都千代田区 霞ヶ関1-3-2	会計法第29条の3第4項 郵便法又は、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業(株)以外にないため。	—	(14,308,160)	—	—	郵便法又は、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業(株)以外にないため。	二(ハ)	
阿南公共職業安定所庁 舎敷地賃貸借	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 宮口真二 徳島市徳島町城内6-6	平成21年4月1日	阿南市 阿南市富岡町トノ 町12-3	会計法第29条の3第4項。 庁舎施設に係る敷地賃貸借契約であり、継続使用が明らかで、契約の性質が競争を許すものでないため。	—	1,059,605	—	—	庁舎施設に係る敷地賃貸借契約であり、継続使用が明らかで、契約の性質が競争を許すものでないため。	□	
鳴門公共職業安定所庁 舎敷地賃貸借	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 宮口真二 徳島市徳島町城内6-6	平成21年4月1日	鳴門市 鳴門市撫養町南 浜字東浜170	会計法第29条の3第4項。 庁舎施設に係る敷地賃貸借契約であり、継続使用が明らかで、契約の性質が競争を許すものでないため。	—	1,017,448	—	—	庁舎施設に係る敷地賃貸借契約であり、継続使用が明らかで、契約の性質が競争を許すものでないため。	□	
駅のハローワーク建物 賃貸借契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 宮口真二 徳島市徳島町城内6-6	平成21年4月1日	徳島ターミナルビル(株) 徳島市寺島本町 西1-61	会計法第29条の3第4項。 庁舎施設に係る敷地賃貸借契約であり、継続使用が明らかで、契約の性質が競争を許すものでないため。	—	8,581,368	—	—	庁舎施設に係る敷地賃貸借契約であり、継続使用が明らかで、契約の性質が競争を許すものでないため。	□	ハローワークプラザ とくしまから名称変更
駅のハローワーク共管 費	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 宮口真二 徳島市徳島町城内6-6	平成21年4月1日	徳島ターミナルビル(株) 徳島市寺島本町 西1-61	会計法第29条の3第4項。 建物賃貸借契約に伴う管理費であり、契約の性質が競争を許すものでないため。	—	4,462,308	—	—	建物賃貸借契約に伴う管理費であり、契約の性質が競争を許すものでないため。	□	ハローワークプラザ とくしまから名称変更
地域林業雇用改善促進 事業委託契約	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 宮口真二 徳島市徳島町城内6-6	平成21年4月1日	(財)徳島県林業 労働力確保支援 センター 徳島市かちどき橋 1-41	会計法第29条の3第4項。 林業労働力の確保の促進に関する法律第11条の規定により、本団体は都道府県知事が都道府県内において林業労働力確保支援センターとして指定した唯一の団体であるため。	—	4,166,000	—	—	林業労働力の確保の促進に関する法律第11条の規定により、本団体は都道府県知事が都道府県内において林業労働力確保支援センターとして指定した唯一の団体であるため。	イ(二)	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
電気料	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 宮口真二 徳島市徳島町城内6-6	平成21年4月1日	四国電力(株) 高松市丸の内2-5	会計法第29条の12。 長期継続契約であるため。	-	(20,938,857)	-	-	長期継続契約であるため。	二(口)	長期継続契約
水道料	支出負担行為担当官 徳島労働局総務部長 宮口真二 徳島市徳島町城内6-6	平成21年4月1日	徳島市 徳島市幸町2	会計法第29条の12。 長期継続契約であるため。	-	(1,537,427)	-	-	長期継続契約であるため。	二(口)	長期継続契約
高松公共職業安定所の 駐車場に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 園田 智幸 香川県高松市サンポート 3-33	平成21年4月1日	香川県 香川県高松市番 町4-1-10	会計法第29条の3第4項 前年度に引続き、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣の駐車場を利用する必要があるため、契約の性質が競争を許すものではない。	-	9,949,000	-	-	当該場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため。	□	
坂出公共職業安定所の 駐車場に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 園田 智幸 香川県高松市サンポート 3-33	平成21年4月1日	個人 香川県坂出市	会計法第29条の3第4項 前年度に引続き、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣の駐車場を利用する必要があるため、契約の性質が競争を許すものではない。	-	1,222,200	-	-	当該場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため。	□	
坂出公共職業安定所の 駐車場に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 園田 智幸 香川県高松市サンポート 3-33	平成21年4月1日	個人 香川県坂出市	会計法第29条の3第4項 前年度に引続き、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣の駐車場を利用する必要があるため、契約の性質が競争を許すものではない。	-	1,008,000	-	-	当該場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため。	□	
観音寺公共職業安定所の 駐車場に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 園田 智幸 香川県高松市サンポート 3-33	平成21年4月1日	西日本電信電話 株式会社香川支 店 香川県観光通1- 28-2 上記代理人 株式会社NTT西 日本アセット・プ ランニング四国支 店 愛媛県松山市山 越3-15-45	会計法第29条の3第4項 前年度に引続き、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣の駐車場を利用する必要があるため、契約の性質が競争を許すものではない。	-	1,209,600	-	-	当該場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため。	□	
観音寺公共職業安定所の 駐車場に係る賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 園田 智幸 香川県高松市サンポート 3-33	平成21年4月1日	個人 香川県観音寺市	会計法第29条の3第4項 前年度に引続き、利便性・管理の容易性を考慮し、近隣の駐車場を利用する必要があるため、契約の性質が競争を許すものではない。	-	1,776,600	-	-	当該場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため。	□	
さぬき公共職業安定所の 庁舎敷地に係る賃貸 借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 園田 智幸 香川県高松市サンポート 3-33	平成21年4月1日	さぬき市 香川県さぬき市志 度5385-8	会計法第29条の3第4項 前年度に引続き、庁舎の敷地を利用する者であり、契約の性質が競争を許すものではない。	-	2,340,836	-	-	当該場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため。	□	
しごとプラザ高松に係る 事務室賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 園田 智幸 香川県高松市サンポート 3-33	平成21年4月1日	常磐興業株式会 社 香川県高松市常 磐町1-9-1	会計法第29条の3第4項 前年度に引続き、建物内のフロアを利用する者であり、契約の性質が競争を許すものではない。	-	23,999,952	-	-	当該場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため。	□	
丸亀パートバンクに係る 事務室賃貸借	支出負担行為担当官 香川労働局総務部長 園田 智幸 香川県高松市サンポート 3-33	平成21年4月1日	株式会社マルナカ 香川県高松市円 座町1001	会計法第29条の3第4項 前年度に引続き、建物内のフロアを利用する者であり、契約の性質が競争を許すものではない。	-	3,742,200	-	-	当該場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約のため。	□	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
後納郵便料 (愛媛労働局若草庁舎)	支出負担行為担当官愛媛労働局総務部長小笠原清美 愛媛県松山市若草町4-3	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計法第29条の3第4項 郵便法又は、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業(株)以外にないため。	-	(6,104,886)	-	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者が郵便事業株式会社以外にないため。	二(ハ)	
後納郵便料 (松山労働基準監督署)	支出負担行為担当官愛媛労働局総務部長小笠原清美 愛媛県松山市若草町4-3	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計法第29条の3第4項 郵便法又は、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業(株)以外にないため。	-	(1,553,806)	-	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者が郵便事業株式会社以外にないため。	二(ハ)	
後納郵便料 (新居浜労働基準監督署)	支出負担行為担当官愛媛労働局総務部長小笠原清美 愛媛県松山市若草町4-3	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計法第29条の3第4項 郵便法又は、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業(株)以外にないため。	-	(1,537,220)	-	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者が郵便事業株式会社以外にないため。	二(ハ)	
後納郵便料 (松山公共職業安定所)	支出負担行為担当官愛媛労働局総務部長小笠原清美 愛媛県松山市若草町4-3	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計法第29条の3第4項 郵便法又は、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業(株)以外にないため。	-	(4,236,020)	-	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者が郵便事業株式会社以外にないため。	二(ハ)	
後納郵便料 (今治公共職業安定所)	支出負担行為担当官愛媛労働局総務部長小笠原清美 愛媛県松山市若草町4-3	平成21年4月1日	郵便事業株式会社 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2	会計法第29条の3第4項 郵便法又は、民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者は、郵便事業(株)以外にないため。	-	(1,716,260)	-	-	郵便法又は民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する郵便及び信書の送達が可能な事業者が郵便事業株式会社以外にないため。	二(ハ)	
ハローワークプラザ松山 事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官愛媛労働局総務部長小笠原清美 愛媛県松山市若草町4-3	平成21年4月1日	協同組合銀天街 ショッピングビル 愛媛県松山市湊町3-4-6	会計法第29条の3第4項 付属施設の事務室にかかる賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため。	-	18,900,000	-	-	付属施設の事務室にかかる賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため。	□	
今治労働基準監督署ほか 庁舎敷地賃貸借契約	支出負担行為担当官愛媛労働局総務部長小笠原清美 愛媛県松山市若草町4-3	平成21年4月1日	今治市長 愛媛県今治市別宮町1-4-1	会計法第29条の3第4項 庁舎にかかる賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため。	-	3,396,168	-	-	庁舎にかかる賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため。	□	
西条公共職業安定所庁 舎敷地賃貸借契約	支出負担行為担当官愛媛労働局総務部長小笠原清美 愛媛県松山市若草町4-3	平成21年4月1日	西条市長 愛媛県西条市明屋敷164	会計法第29条の3第4項 庁舎にかかる賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため。	-	1,721,282	-	-	庁舎にかかる賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため。	□	
今治パートバンク事務室 賃貸借契約	支出負担行為担当官愛媛労働局総務部長小笠原清美 愛媛県松山市若草町4-3	平成21年4月1日	四国タオル工業 組合 愛媛県今治市東門町5-14-3	会計法第29条の3第4項 付属施設の事務室にかかる賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため。	-	4,117,104	-	-	付属施設の事務室にかかる賃貸借契約であり、継続使用が明らかであるため。	□	
地域林業雇用改善促進 事業委託契約	支出負担行為担当官愛媛労働局総務部長小笠原清美 愛媛県松山市若草町4-3	平成21年4月1日	財団法人えひめ 農林漁業担い手 育成公社 愛媛県松山市一番町4-4-2	会計法第29条の3第4項委託事業にかかる契約相手方の選定については、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく都道府県知事の指定法人であることから競争を許さないため。	-	4,477,177	-	-	林業労働力の確保の促進に関する法律第11条の規定により、本団体は、都道府県知事が都道府県内において林業労働力確保支援センターとして指定した唯一の団体であるため。	イ(二)	